

平成31年1月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会

玖珠町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成31年1月7日(月)午後1時30分～

2. 開催場所 玖珠町役場 2階 庁議室

3. 出席委員

1番 河野千代美 2番 安藤 慎八 3番 梶原 光宏
4番 井上 頼勝 5番 原 孝芳 6番 武石むつ子(副会長)
7番 園田 龍馬(会長)

4. 出席農地利用最適化推進委員

1番 小雲 基廣 2番 長尾 亀世美 3番 衛藤 榮一
5番 梶原 啓一 6番 河野 治生 9番 武石 和憲
10番 宿利 浩満 12番 島津 益夫

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願いについて

議案第4号 買受適格証明願いについて

議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農用地利用配分計画の決定について

報告第1号 農地法第4条許可処分の取消願いについて

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について(相続)

報告第3号 農地法第18条合意解約通知書について

報告第4号 農地所有適格化法人要件確認書について

その他

6. 農業委員会事務局

事務局長 渡邊 克之 係長 井村 剛秀
主査 井野 俊夫 主査 島津 智美

7. 会議の概要 事務局長	ただ今より1月定例委員会を開催します。よろしくお願いいたします。園田会長にごあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	<p>農業委員定数7名に対して、全員出席で玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数を満たしているため、会議が成立していることを報告します。ここでお願いがございます。議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえ発言して頂きたいと思います。</p> <p>それから、やむをえず離席する場合は、議長に許可をもらってください。それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長が議長となりますので以降議事の進行につきましては会長よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、6番武石むつ子委員、1番河野千代美委員よろしくお願いいたします。それでは議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請です。</p> <p>番号1、大字森字町〇〇〇〇、登記簿地目は、畑で面積343㎡です。3条の有償移転で譲渡人は、〇〇〇の〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で持分2分の1の売買です。担当委員は、2番安藤委員さんです。</p> <p>番号2、大字戸畑字中之原〇〇〇〇〇〇、登記簿地目は田で面積3,232㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、3番梶原委員さんです。</p> <p>番号3、大字小田字尾崎〇〇〇〇、登記簿地目は田で面積1,836㎡外1筆の合計面積3,031㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、1番河野委員さんです。以上、3件です。</p>

議長	<p>それでは、担当委員さんの説明をお願いします。</p> <p>番号1について、2番安藤委員 番号2について、3番梶原委員 番号3について、1番河野委員</p>
2番	<p>番号1について調査結果を報告します。12月3日に小雲推進委員と事務局と立会いました。後日譲受人と面会しました。土地の所在は、大字森字町〇〇〇〇番地で、〇〇〇〇より約200m程度のところに位置しています。面積合計は、343㎡で登記上は畑で、現況は栗の木が植わっています。果樹園になっています。農地法第3条の有償移転です。水稻栽培を中心とした譲受人が取得し、管理する計画です。現況のまま栗園として管理する計画です。譲受人は〇〇〇〇〇〇で大規模な作業受託及び集落営農を行っています。譲受人の農地取得後の耕作面積は、40a以上あり、管理は可能であり、耕作に問題はありません。以上報告を終わります。</p>
3番	<p>番号2について調査結果を報告します。土地の所在は、北山田の〇〇〇〇〇〇より南側にあります。〇〇〇〇〇〇地区に位置しています。面積合計は、3,232㎡で、野菜栽培と椎茸栽培をする専業農家の譲受人が、農地を取得して耕作する計画です。現況は、水田にビニールハウスが建てられており、ピーマンを栽培しています。取得後もピーマンを栽培する計画です。この農地は、本日の資料の報告第3号の農地法第18条合意解約通知書の番号3にありますように、これまでは使用貸借契約が結ばれておりましたが、今回譲渡人と譲受人との話し合いによりまして、両者の号による所有権の移転で農地の移動です。なお、譲渡人と譲受人とは、親類の間柄です。譲受人は、新規就農者で農作業歴は約3年です。通作距離は約10kmありますが、耕作は可能です。農機具の所有状況は、トラクター、動噴等で、農業従事者は2名で、耕作には問題ありません。以上報告を終わります。</p>
1番	<p>番号3について調査結果を報告します。12月28日に譲受人と河野推進委員と現地を立ち会いました。土地の所在は、大字小田字尾崎です。〇〇〇〇〇より数百m上流です。面積合計は、3,031㎡です。兼業農家の譲受人が農地を取得し、耕作する計画</p>

	<p>です。現況は田です。稲作を作付する計画です。権利の内容は、譲渡人が高齢で1人暮らしのために耕作が困難なため、売買による農地の移動です。農地取得後の譲受人の経営面積は、40以上あり、通作距離は約1kmです。耕作可能です。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、農機具の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機などあります。農業従事者は3名おり、農地取得後の耕作に問題はありません。以上報告を終わります。</p>
議長	<p>それでは、質疑のある方は挙手をお願いします。 番号2の場所はどこですか。</p>
3番	<p>場所は、〇〇〇地区に入ったら、ビニールハウスはそこにしか、建っておりません。</p>
議長	<p>質疑はありませんか。質疑がなければ採決をとります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>挙手</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり許可します。次に議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請です。 番号1、大字綾垣字小城〇〇〇〇〇、登記簿地目は田で面積1,825㎡です。申請人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、農業用施設用地としての転用です。なお、平成20年4月より既に農業用施設用地となっており、追認案件です。農地の区分は、農用地内農地と判断されます。担当委員は、4番井上委員さんです。以上、1件です。</p>
議長	<p>それでは、担当委員さんの説明をお願いします。 番号1について、4番井上委員。</p>
4番	<p>番号1の調査結果を報告します。土地の所在は、大字綾垣で県</p>

	<p>道〇〇〇〇〇線より〇〇〇〇〇に入ってすぐのところに位置しています。面積合計は、1, 825㎡で田を農業用施設用地に転用する計画です。現況は、すでに雑種地の状態です。周囲には田が存在しますが、隣接農地所有者の同意書も添付され、隣接の農地や宅地に影響のない計画です。具体的な利用内容は、農業用施設用地への転用で、今後育成舎及びパドックを建設する計画です。工事は、2月に着工し、3月に完成する計画です。土砂の流出又は、崩壊その他の災害の発生の恐れはなく、周囲の営農条件に支障を生じる恐れはありません。以上報告を終わります。なお、この案件は、昨年一度承認を得ている案件になります。その際は、申請者のお父さんが死亡したため、申請を取り下げました。今回、相続が終わりましたので、改めて申請があがってきております。</p>
議長	<p>それでは質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>補足説明をします。今回大部分は現在転用されております。その中に畜舎があり、また地目が宅地の部分にも畜舎があり、そこを合わせて、現在25頭の成牛がいます。今回、育成舎及びパドックを建設する計画です。</p>
議長	<p>質疑はありませんか。それでは採決します。議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>挙手</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。次に議案第3号非農地証明願いについて、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号非農地証明願いについてです。 番号1、大字綾垣字小城〇〇〇〇〇、登記簿地目は田で面積230㎡です。申請人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。非農地の事由は、耕作条件が悪く、昭和59年頃に駐車場用地として使用しており、非農地化後30年以上経過しているためです。担当委員は、4番井上委員さんです。以上、1件です。</p>

議長	<p>それでは、担当委員さんの説明をお願いします。 番号1について、4番井上委員。</p>
4番	<p>調査結果を報告します。土地の所在は、大字綾垣の〇〇〇〇内です。先程の農地法第4条の申請者の〇〇の隣です。面積合計は、230㎡で、耕作条件が著しく悪い土地であり、耕作放棄し、20年以上経過しております。現況は、宅地の状態です。また、平成24年時点で、宅地として20年以上経過していることが、課税状況で確認できております。以上のことから、申請地は、非農地証明の証明基準に該当します。以上報告を終わります。なお、非農地証明の証明基準については、事務局説明をお願いします。</p>
議長	<p>それでは質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>補足説明します。議案の参考資料集の3ページをお開きください。平成24年5月11日現在で、非農地化後20年以上経過しており、無断転用及び違反転用であるが、追認による許可ができない土地については、農業委員会がその土地の現況や農地に復元することによる経済的な利益や農地以外なものになった経緯等総合的に考慮し、農地に復元することが適当でないと判断した土地については、証明書を発行できるものとなっております。</p> <p>事務局で、平成4年の申請地の課税状況を調査し、宅地となっておりますので、非農地証明が発行できると考えております。</p>
議長	<p>質疑はありませんか。無いようでしたら採決します。議案第3号非農地証明願いについて、原案どおり賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>挙手</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第3号について、原案のとおり許可し、証明書を交付します。次に議案第4号農地等の買受適格証明願いについて、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号農地等の買受適格証明願いについてです。</p>

	<p>本案件は、大分県日田県税事務所の不動産公売にかかる買受適格証明願いで、農地の所在は、大字大隈字倉園〇〇〇〇〇、登記簿地目は田で面積1, 146㎡です。申請人は、〇〇の〇〇〇〇〇さん。競落の目的は、経営規模の拡大です。担当委員は、6番武石副会長です。</p> <p>なお、公売期日に申請者が落札した場合、後日正式に農地法第3条の許可申請を行うこととなりますが、3条の申請が今回の申請内容と事情が変わらない場合の審議の省略と必要書類の一部省略についても、併せてご審議をお願いします。以上、1件です。</p>
議長	<p>それでは、担当委員さんの説明をお願いします。</p> <p>番号1について、6番武石委員。</p>
6番	<p>調査結果を報告します。12月25日に事務局と申請者と現地を確認しました。〇〇〇〇〇〇線沿いの〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇から、〇〇〇の方に進んだところに位置します。面積合計は、1, 146㎡で、水稻栽培を中心とした兼業農家の申請者が競売入札に参加する計画です。申請人の耕作面積は、40a以上あり、農地の買受条件は満たしていると思われます。以上報告を終わります。</p>
事務局	<p>補足説明をします。議案の参考資料集の4ページに不動産公売の案件を記載しておりますので、ご参考をお願いします。</p>
議長	<p>それでは質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
4番	<p>この土地は、去年まで中間管理機構に貸し出していた土地ではないですか。</p>
事務局	<p>すいません。補足説明がたりませんでした。議案集の5ページ報告第1号に記載しておりますが、申請地は、以前農地転用の許可を受けており、農地ではありませんでした。ですから、農地中間管理機構に貸し付けている土地ではありません。今回、公売にあたり、申請地は、転用が行われておらず、現状が農地のため、許可の取下げ申請がありました。その後、農地として、売買することとなります。</p>

議長	<p>質疑はありませんか。無いようでしたら採決します。議案第4号買受適格証明願いについて、原案どおり賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>挙手</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第4号について、原案のとおり許可し、証明書を交付します。</p> <p>なお、公売期日に申請者が落札した場合ですが、後日正式に農地法第3条の許可申請を行うこととなりますが、農業委員会の会長が今回の申請内容と事情が変わらないと認めた場合は、許可して差し支えないとなっておりますが、そのように対応してよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
議長	<p>それでは、本申請者が公売落札後、後日正式に農地法第3条の許可申請を行った場合、今回申請と何ら事情が変わらないと認めた場合は許可し、次回農業委員会で報告します。次に議案第5号農用地利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第5号農用地利用集積計画書についてです。</p> <p>別冊の議案第5号の最後のページをご覧ください。利用権の設定の新規ですが、3年未満が1件で、1,005㎡、3年～5年が11件で、24,186㎡、10年以上が2件で、5,405㎡、利用権の再設定ですが、3年未満が11件で、43,580.01㎡、3年～5年が60件で、223,144㎡、6年～9年が3件で、10,532㎡、以上合計88件で、面積が307,852.01㎡です。</p>
議長	<p>質疑はありますか。無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>挙手</p>

議長	<p>全員賛成です。次に議案第6号農用地利用配分計画の決定について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第6号農用地利用集配分計画書についてです。 議案第6号の番号1については、議案第5号の番号85についての配分計画で、借受人が〇〇の〇〇〇〇さんで、借受期間は5年です。なお、〇〇さんにおかれましては、以前は認定農業者でしたが、更新をしていなかったため、現在、農林業振興課で更新の手続きをおこなっております。また、本案件については、12月21日に梶原委員及び宿利推進委員に、借受人立会いの下、現地調査を行っていただいております。以上、1件です。</p>
議長	<p>質疑はありますか。無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>挙手</p>
議長	<p>全員賛成です。以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。引き続き、協議・連絡事項があれば事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項を説明。 報告第1号 農地法第4条許可処分の取消願いについて 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について（相続） 報告第3号 農地法第18条合意解約通知書について 報告第4号 農地所有適格化法人要件確認書について その他 質疑はありませんか。無いようですので、それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会1月定例総会を閉会します。</p>